

諮問日：令和5年9月21日（諮問第133号）

答申日：令和7年2月7日（答申第130号）

事件名：生活保護申請却下決定についての審査請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和5年3月22日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項の規定に基づく生活保護申請却下決定について取消しを求める審査請求は、認容すべきである。

第2 事案の概要

- 1 令和5年3月10日、審査請求人は、処分庁に対し、生活保護法第24条第1項に基づく保護の申請（以下「本件申請」という。）を行った（乙第8号証）。
- 2 令和5年3月14日、処分庁は、審査請求人宅を訪問し、聞き取り調査を行った（乙第4号証）。
- 3 令和5年3月22日、処分庁は、審査請求人に対して、上記1の申請を却下する生活保護申請却下決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した（甲第1号証および乙第2号証）。
- 4 令和5年3月31日、審査請求人は、滋賀県知事に対して、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。

第3 関係する法令等の規定

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）
 - (1) 第4条（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
 - (2) 第8条（基準及び程度の原則）
 - 1 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
 - 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(3) 第 24 条（申請による保護の開始及び変更）

- 1 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施期間に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。
- 4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

2 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。）

(1) 本文

一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第 1 から別表第 8 までに定めるところによる。

三 別表第 1、別表第 3、別表第 6 及び別表第 8 の基準額に係る地域の級地区分は、別表第 9 に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により」、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

(2) 別表第 1 生活扶助基準（抄）

第 1 章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額（月額）

ウ 3 級地

(ア) 3 級地－1

第 1 類（抄）

年齢別	基準額①	基準額②
60 歳～64 歳	30,890	40,740

第 2 類（抄）

基準額及び加算額	世帯人員別	
	1 人	
基準額①	37,160 円	
基準額②	27,690	
地区別冬季加算額	Ⅵ区（11 月から 3 月まで）	2,630 円

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、当該端数を 10 円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A + B + C$$

算式の符号

- A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）
- B 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額
- C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

逓減率

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乘じる率	世帯人員別
	1人
率①	1.0000
率②	1.0000

経過的加算額（月額）

(ウ) 3級地

3級地-1

年齢別	世帯人員別
	1人
60歳～64歳	0

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は次の表に定めるところによる。

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県	その他の都府県

					島根県	
--	--	--	--	--	-----	--

第2章 加算

2 障害者加算

(1) 加算額（月額）

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	3級地	23,060円	15,380円

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等の額 (月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
3級地		8,000円以内	128,000円以内

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

3 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第8 収入の認定

2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前三箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

4 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

第7 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

2 一般生活費

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

第8 収入の認定

1 定期収入の取扱い

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

第10 保護の決定

2 保護の要否及び程度の決定

(1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。

ただし、常用勤労者について労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合であって、次官通知第8の2の「長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするとき」に該当するときは保護の申請月以降1年間において確実に得られると推定される総収入（収入を得るための必要経費の実費及び勤労に伴う必要経費として別表2に定める額を控除した額）の平均月割額をその月の収入充当額と定め保護の要否を判定すること。この取扱いにより保護を要すると判定された者に係る保護の程度の決定は常用収入について第8の1の(1)のアに定める取扱いにより行なうこと。

5 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）

第7 最低生活費の認定

問 65 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。

おって、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

第10 保護の決定

問 10 恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申

請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行なうこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとして差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

6 行政手続法（平成5年法律第88号）

第8条（理由の提示）

(1) 第2条（定義）

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(2) 第8条（理由の提示）

- 1 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。
- 2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

〇〇市福祉事務所長の令和5年3月22日付けの審査請求人に対する生活保護申請却下に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

私は身体の原因により収入がなくなり、令和5年3月22日に〇〇市福祉事務所に生活保護の申請をしたが、同年5月22日に却下された。

身体の治療に専念しなければならないです。

2 処分庁の主張

要否判定において基準とする項目は次のとおりである。

- ① 生活保護法第8条第1項において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度に行うもの」とされており、その基準は同条第2

項において「要保護者の年齢別、性別、世帯員構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つこれをこえないものでなければならない」とされている。

② 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により認定した最低生活費と保護の実施要領第8（生活保護手帳P364参照）によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとされている。（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知））。
については、最低生活費と収入充当額を対比し、最低生活費を収入充当額が上回っている状態であれば、保護の要否判定は「否」となる。

そこで、本件について、保護の要否について検討する。

① 生活保護法による保護の基準により算出した審査請求人の最低生活費は1月当たり100,040円（基準生活費68,430円（3級地-1、〇〇〇〇歳）、冬季加算2,630円（生活保護手帳2022年度版P188参照）、障害者加算15,380円（障害者加算別表第1第2章-2障害加算より、障害（イ）に該当。生活保護手帳2022年度版P292参照）、住宅費13,600円）となる。

② 生活保護申請時点の審査請求人の収入充当額は564,584円（障害年金83,466円、年金生活者支援給付金5,020円、預貯金476,098円）となる。

よって、最低生活費100,040円と収入充当額564,584円を対比すると、最低生活費を収入充当額が上回っている状態のため、保護の要否判定は「否」となり、却下とした。

ゆえに審査請求人の主張は認められない。

第5 審理員意見書の要旨

1 意見の趣旨

本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

法は保護の程度について、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」（法第8条第1項）と規定し、この法の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めており、その中で、年齢別、世帯人員別および地域別に区分した基準生活費ならびに加算等の最低生活費を規定している。

また、法第8条第1項の規定にいう「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」の具体的な内容については、法定受託事務の処理基準として定められた次官通知第10において「当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と規定しており、生

活保護費の額は、最低生活費から収入充当額を差し引いた額となる。

以下、本件処分に係る保護の申請の日である令和5年3月10日の時点における審査請求人の最低生活費の額と収入充当額について、保護の基準ならびに法定受託事務の処理基準として定められた次官通知、局長通知および課長通知に照らして、検討する。

ア 審査請求人世帯の最低生活費の額について

(ア) 生活扶助基準に基づく一般生活費の額

a 基準生活費（保護の基準別表第1第1章1）

審査請求人は、3級地-1に居住する〇〇〇〇歳の一人世帯であり、審査請求人について保護の基準別表第1第1章を適用した場合、審査請求人の基準生活費は、

「

$40,740 \text{ (第1類費)} \times 1.0000 \text{ (逓減率)} + 27,690 \text{ (第2類費)} + 0 \text{ (経過的加算)} + 2,630 \text{ (地区別冬季加算額)} = 71,060 \text{ 円}$ <p style="text-align: center;">(※10円未満の端数は、当該端数を10円に切り上げる。)</p>

」

となる。

b 障害者加算（保護の基準別表第1第2章2）

審査請求人は、等級2級の精神障害者保健福祉手帳を保有する者であり（乙第4号証3頁）、保護の基準別表第1第2章2の(1)および(2)イならびに課長通知第7の65により、国民年金法施行令別表に定める2級の障害のある者として15,380円が加算される。

c 一般生活費の合計額

以上より、保護の基準により審査請求人世帯について認められる一般生活費の額は86,440円（=71,060円+15,380円）となる。

(イ) 住宅扶助基準に基づく住宅費の額

審査請求人の世帯の住宅費は13,600円である（乙第7号証）。

(ウ) 最低生活費の合計額

以上より、保護の基準により審査請求人世帯について認められる最低生活費の額は、100,040円（=86,440円+13,600円）となる。

イ 審査請求人世帯について認定される収入充当額について

(ア) 定期の収入について

審査請求人の世帯の収入充当額は、障害年金83,467円（乙第6号証）と年金生活者支援給付金5,020円（乙第6号証）の合計88,487円（=83,467円+5,020円）である。

(イ) 現金

令和5年3月10日付けの資産申告書に記載された手持ち現金は2,370円である（乙第9号証）。

(ウ) 預金

資産申告書には、令和5年3月10日時点の預金残高の記載がないが（乙第9号証）、同月16日時点で、預金から7,000円が引き出されていること、ならびに〇〇〇〇信用金庫の預金346,454円および〇〇〇〇〇銀行の預金129,644円を保有していることが認められることから、同日に預金が引き出される前の時点では、審査請求人は、合計483,098円の預金を保有していた（乙第5号証）。審査請求人の定期収入としては偶数月の15日に支払われる障害年金および年金生活者支援給付金しかないのであるから、申請時の令和5年3月10日時点においても審査請求人は少なくとも483,098円の預金を保有していたと認められる。

もっとも、この預金については、前回年金支給日である令和5年2月15日に支給された障害年金166,934円および年金生活者支援給付金10,040円のうち、保護申請日である同年3月10日から次の年金支給日の前日である同年4月13日までの期間に対応する部分については、預金に残存しているものと推定されることから、上記（ア）で認定した定期収入との二重評価を避けるため、控除して評価すべきである。

そうだとすれば、 $176,974 \times (35/58) = 106,795$ 円については、預金483,093円から控除されるべきであり、令和5年3月10日時点の審査請求人の実質的な預金は、376,303円（ $=483,098 \text{円} - 106,795 \text{円}$ ）であったと評価すべきである。

(エ) 収入充当額の合計

以上より、審査請求人世帯について認定される令和5年3月10日時点での収入充当額は467,160円（ $=88,487 \text{円} + 2,370 \text{円} + 376,303 \text{円}$ ）となる。

ウ 保護の要否について

保護の基準により算定された最低生活費100,040円と、審査請求人世帯について認定される収入充当額467,160円を比較した場合、後者の方が上回るのであるから、保護の必要性は認められない。

したがって、本件処分は保護の基準および次官通知等に基づくものであり、違法または不当な点があるとはいえない。

第6 審査庁の裁決の考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。理由は、審理員意見書記載のとおり。

第7 審査会の判断

1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などのおり審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断理由について

- (1) 生活保護法は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度および方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと、その通知書には理由を付さなければならないとし（法第24条第3項および第4項）、行政手続法は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、当該処分の理由を示さなければならない旨を規定している（行政手続法第8条第1項）。
- (2) 行政処分における理由の提示の内容および程度については、いずれの法律にも特段の定めはないものの、行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容および過程が国民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする（同法1条1項）ところ、このような同法の目的に照らせば、同法8条1項本文、2項が行政庁に対して課している理由提示義務は、拒否事由の有無の判断についての行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に明らかにすることによって、透明性の向上を図り、併せてその不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由提示義務の趣旨に鑑みれば、当該拒否処分が書面によりなされる場合に、当該書面により示さなければならない理由としては、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならないと、単に、当該拒否処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった根拠をも当然知り得るような場合は格別、同条1項本文の理由提示として、不十分というべきである。そして、同項本文の規定する理由提示義務が、行政庁の拒否事由の有無の判断についての判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制する趣旨を含むことに照らせば、申請者が当該拒否処分理由を推知できると否とにかかわらず、当該拒否処分がなされた時点において、上記のような程度の理由が示されていないならば、理由提示義務違反として、当該拒否処分は違法なものとして、取消しを免れないものというべきである（平成10年2月27日東京地方裁判所判決（判例時報1660号44頁）参照）。
- (3) これを本件処分についてみると、本件処分の理由には、「手持金（預貯金）の活用により最低生活が維持可能なため。」との理由が記載されており、このような理由の記載は、法律が求める理由の提示の基準を満たしているか否かについて検討する。
「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること」とされているところ（次官通知第10）、本件処分通知書に記載された内容は、「手持金（預貯金）の活用により最低生活が維持可能なため。」のみであり、処分庁が審査請求人世帯について認定した最低生活費と収入充当額の具体的な額やその認

定の基となった算定根拠の額は示されていない上、本件処分の根拠法条すら記載がないため、審査請求人には本件処分がいかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して本件申請が却下されたのかを知ることは難しいというべきである。

このような事情の下においては、本件処分の通知の記載は、法律が求める理由の提示としては十分でないと言わなければならない、本件処分は違法なものとして取消しを免れない。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和5年9月21日	・審査庁から諮問を受けた。
令和6年9月5日 (第35回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。
令和6年11月11日 (第36回審査会)	・審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和7年1月17日 (第37回審査会)	・答申案について審議を行った。

滋賀県行政不服審査会第一部会

委員（部会長） 西 川 真美子

委員 大 谷 雅 代

委員 岡 田 博 史